

令和7年度第2回安来市環境審議会議事録（要旨）

日 時 令和7年10月2日（木）13時30分～15時00分
会 場 安来市役所301会議室
出席者 環境審議会委員 6名
佐藤利夫 佐川竜也 新田里恵 永井功輝 伊藤耕治 安藤かおり
安来市
野坂市民生活部長 山岡環境政策課長 永島環境対策係長 賴田専門官
配布資料 会議次第、席次表、条例（案）、新旧対照表

1. 開会

2. 部長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 審議

会長：議事の進行

事務局：本審議会が成立していることの報告

会長：議事の進行の仕方について説明

1項目（条文）ごとに意見を求ることとする。

事務局：（目的）第1条 前回、推進していくという文言の追加だったと認識しており
事務局（案）を提案しています。

委員：了承

事務局：（基本理念と市の責務）第2条 前回、「恵沢」の文言が分かりづらいとの意見
だったと認識しており、「恵み」に修正しております。

委員：了承

事務局：（定義）第3条 前回、「発電事業の用」が文言が分かりづらいとの意見だった
と認識しており、「発電事業を行う一団の土地（発電設備に附属する管理施設
等の敷地を含む。）」に修正しております。

委員：了承

委員：（定義）第3条第1項4号から6号の小規模発電事業、中規模発電事業、大規
模発電事業の記載、同項12号の地域住民等の記載の仕方だと分かりづらいの
では。

事務局：小規模発電事業などを定義して定め、後段で示す地域住民等で小規模発電事業
の場合100mなどで示す。形となっていますのでご理解いただけないでしょうか。

委員：同項12号の地域住民等に記載のある100mなどが同じ項目にあるのが分かり
づらいのでは。

会長：この表現でちょっとご理解いただきたいところではあります、特に距離的なものとか、不安をいただくので、その辺は規模を明確にしたほうがいいという、意見があったと思います。そこに関して距離をきっちとあげさせてもらってるっていう。立て付けになってますけども、いかがですか。

委員：私は、一番外部の条例の中で解釈がいろいろされてしまうのが一番怖いので、誰も同じ解釈できるようなっていうようなことが一番条例が大事になってくるとの意見です。わかりました。

委員：（定義）第3条第1項12号イ 近隣区域をその区域に含む自治会の区域に居住する者が分かりづらいのでは。

前回、低周波とか太陽光で眩しいとか・・距離が遠くても対象に入るのか。

事務局：①事業区域の100m以内などの土地又は建物の所有者、占有者又は管理者

②その区域に含む自治会に居住する者

③それ以外の方については、要望があった場合など

会長：近隣区域及び「近隣区域を含む自治会に居住する者」に文言整理します。

委員：了承

事務局：自然環境等の定義の環境という言葉が不明瞭であり景観が良いのではという意見だったと認識しており、景観に修正しております。

委員：了承

事務局：（事業者の責務）第5条 「地域住民等の苦情」への対応の追記という意見だと認識していますが、第1項に「周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。」の記載もあり、紛争は広い意味でいうともめ事や争い事となることができるので、原案で良いのではと考えます。

委員：了承

事務局：（禁止区域）第8条 前回、能義平野を、国道9号線付近、商業的にぎわいで規制が必要ではという意見だったと認識しております。

各課照会中であり、意見をもとに修正を行います。

委員：了承

事務局：（事前協議）第9条（説明会の実施）第10条での意見は以下のとおりですが、①住民説明会など地域住民等への事業計画の周知のタイミングについては、事前協議終了後よりも協議開始後の方がよいのでは。

*事前協議終了後の住民説明は、住民説明なしに市が了承したと、市民は捉える可能性があり、事前協議の内容によっては、地域共生型の事業推進に支障をきたすのではと考えます。

②第1項において、事業計画の周知は義務付けられているが、住民説明会の開催は当該措置の手段で義務付けとはなっていない。条例の目的・趣旨からすれば、事業計画の周知は住民説明会の開催を基本（義務）とするべきでは。

事務局：→「事業者は、前条第1項の協議が終了し、」を削ることにより、ご指摘のあった問題は解消できると考えています。

「説明会を開催し」と改めることにより、ご指摘のあった問題は解消できると考えています。それとともに、説明会が必要な項目を拡充しています。

委 員：了承

事務局：条例の目的・趣旨から、地域住民等との環境保全協定締結の努力義務規定があつてもよいのではないかでしょうか。

*規定されるのであれば、別条を設けてもよいかと思います。の意見でした。

事務局：→（協定の締結）

第11条 事業者は地域住民等から要望があったときは、地域住民等と自然環境等の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等に対し必要な助言をすることができる。

3 事業者は、第1項の協定を締結したときは、当該協定の写しを市長に提出しなければならない。

以上の条文を（説明会の実施）第10条の次に挿入しています。

委 員：了承

事務局：（届出）第13条第3項 前回、主語は事業者という意見だったと認識しているが、第9条（事前協議）第2項で助言又は指導をすることができる。と記載があり、この条文で対応できると考え削除する。

委 員：了承

事務局：（立入調査）第21条 前回、関係者が不明瞭であり、市の職員だけではなく、専門知識を有する者が必要であったと認識しており、ここで言う関係者は事業者であります。専門知識を有する者が必要な場合は今回て提案した文言で対応できると考える。

委 員：了承

事務局：（助言・指導及び勧告）第22条

第21条（助言、指導及び勧告）について

1) 第2項の勧告対象事項について、下記についても対象に含めるか否かの検討が必要と考えます。

①第9条に規定する事前協議を行わない者

②第20条に規定する立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

③第21条第1項に基づく指導に正当な理由がなく従わない者 の意見についてですが、意見を踏まえ拡充しています。

委 員：禁止区域の設定に際し、景観条例については、どう考えるか

事務局：都市政策課が、条例制定を目指していると聞いている。

現状のなかで、盛り込むのは難しい。景観条例制定のところで、協議し、条例変更を視野にするのが良いかと思います。

委 員：了承

委 員：今後、条例制定後、関係課に情報共有し回覧など共通な認識が必要である。施行規則等に記載すべきでは。

事務局：内部の事務処理の考え方であり、届出があった場合、設置箇所等の意見書を求めるなど情報の共有を行うことで対応できると考えております。

委 員：了承

事務局：今後の日程としては、審議会は今回で終了とする。事務局で修正（案）、答申（案）を作成した後、委員の皆様に諮り、会長と副会長で答申する流れとなります。

委 員：了承